

近畿修猷会 会則

第1条 名称及び目的

1. 本会は「近畿修猷会」(修猷館同窓会近畿支部)と称する。
2. 本会は会員及びその家族相互の親睦をはかることを目的とする。

第2条 活動

本会は前条の目的を達するため以下の各号に定める活動を行う。

- 1) 母校、同窓会本部及び各地域修猷会との交流
- 2) 名簿の整備
- 3) 会報等の発行
- 4) クラブ活動
- 5) 各種会員交流イベント
- 6) その他会員及び家族相互の親睦をはかるための諸活動

第3条 会員

1. 本会の会員は修猷館同窓生で近畿地区に住所又は勤務地を有する者とする。
2. 前項に関わらず、近畿地区以外の修猷館同窓生においても参加を希望する者は申請により会員になることができる。
3. 会員は第12条に定める会費を納入する。

第4条 役員

本会に以下の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 幹事長 1名
- 4) 副幹事長 若干名
- 7) 常任幹事 若干名
- 8) 学年幹事 各年次1名
- 9) 監事 2名

第5条 役員を選任

1. 会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事及び監事は総会において選出する。
2. 学年幹事は各年度の会員が選出した会員を会長が委嘱する。

第6条 役員の任務

役員は次の各号に定める任務を遂行する。

- 1) 会長は本会を代表し会務全般を掌る。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理を行う。
- 3) 幹事長は会長の意を受け、会務全般につき円滑な運営を掌る。
- 4) 副幹事長は幹事長を補佐する。
- 5) 常任幹事は本会の会務を執行する。
- 6) 学年幹事は学年を代表し、学年会員をまとめて会務を執行する。
- 7) 監事は本会の会計及び事務執行業務を監査する。

第7条 役員の任期

本会の役員の任期は選出された総会から2年後の総会までとする。但し、重任を妨げない。なお、任期途中で役員が変更する場合においては、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

第8条 相談役

1. 本会に相談役を置くことができる。
2. 相談役は総会の議を経て会長が委嘱する。
3. 相談役の任期は2年後の総会までの2年間とする。

第9条 総会

1. 本会の最高意思決定機関として総会を設ける。
2. 総会は会長が招集し、議長となる。
3. 定期総会は原則として毎年11月に開催する。
4. 総会においては以下の各号を審議する。
 - 1) 会則の改定
 - 2) 役員の選任
 - 3) 決算、予算の承認
 - 4) 事業運営・会務活動全般に関する報告
5. 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
6. 総会の議案は総会出席会員の過半をもって議決する。

第10条 幹事会

1. 幹事会は会長、副会長、幹事長、事務局長、副幹事長、副事務局長、常任幹事及び学年幹事をもって構成する。
2. 幹事会は会長が必要に応じてこれを招集し議長となる。
3. 幹事会は以下の各号を行う。
 - 1) 事業運営・会務活動に関する審議
 - 2) 総会議案に関する審議
 - 3) 事務活動に関する報告
 - 4) その他

4. 幹事会の議案は幹事定数の過半をもって議決する。

5. 会員は幹事会に陪席することができる。

第12条 常任幹事会

1. 会長は総会及び幹事会における決定事項についてその具体的実施内容を審議するため、必要に応じて常任幹事会を招集し開催する。

2. 常任幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって構成する。

3. 常任幹事会は会長が必要に応じてこれを招集し議長となる。

第13条 会費

本会の年会費は3,000円とする。

第14条 会計

1. 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日とする。

2. 本会の経費は会費、寄付金及び資金運用収入をもって充てる。

第15条 会則の改廃

本会則の改廃は幹事会の議を経て総会で議決する。

附則

本改定会則は令和1年11月2日より施行する

制定及び改正

制定 平成元年11月25日

改正 平成3年11月2日

改正 平成7年10月21日

改正 平成13年10月13日

改正 平成22年11月6日

改正 平成30年11月10日

改正 令和1年11月2日